



ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険

うちの子

[ペット医療費用保険]

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの 説明	契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご注意 ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり」および「約款」をお読みください。なお、「ご契約のしおり」および「約款」は当社ホームページにてご確認いただけます。ご不明な点がある場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでお問合せください。

※保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を記名被保険者の方に必ずご説明ください。

引受保険会社 **ipet** アイペット損害保険株式会社
 一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー | 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

WEBからの
お問合せ

アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



コンタクトセンター新規専用ダイヤル

ワンワンワン わんこにゃんこ
 通話無料 **0800-111-1525**

受付時間
月～土 10:00-18:00

ビジネスフォン・IP電話 [有料]

03-5826-8594

受付時間
月～金 10:00-18:00

※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます（新規専用ダイヤルは土曜営業）

1. 契約前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

ペット保険「うちの子」の対象は、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育することを目的とした犬*または猫(以下、「対象ペット」といいます。)です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

当商品にお申込みいただけるのは、補償開始日時点における年齢が12歳11か月までの対象ペットとします。

*身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含みます。

(2) 補償の概要

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

■ 保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に保険金をお支払いします。

なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額となり、保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数(回数)の範囲内となります。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none">・ 保険期間が始まる前から被っていた傷病・ 保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none">・ 犬パルボウイルス感染症・ 犬ジステンパーウイルス感染症・ 犬パラインフルエンザ感染症・ 犬伝染性肝炎・ 犬アデノウイルス2型感染症・ 狂犬病・ 犬コロナウイルス感染症・ 犬レプトスピラ感染症・ 猫汎白血球減少症・ 猫カリシウイルス感染症・ 猫ウイルス性鼻気管炎・ 猫白血病ウイルス感染症 <p>※ 疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用等	<ul style="list-style-type: none">・ 予防目的の際の初診料、再診料等・ 予防のためのワクチン接種費用等 <p>※ ワクチン接種が原因で生じた傷病の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用等 <p>※ 駆虫薬を「傷病の治療」として用いる場合を除きます。</p>
傷病にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none">・ 正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病等・ 去勢、避妊、乳歯遺残、停留辜丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳および断尾等 <p>※ 他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対する処置を行った場合を除きます。</p>
検査・代替医療等	<ul style="list-style-type: none">・ 健康体に行われる検査、健康診断等・ 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none">・ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食等・ 獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
治療費以外の費用等	<ul style="list-style-type: none">・ シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤークリーナー(医薬品を含みます。)等 <p>※ 治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 時間外診療費および住診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング、グルーミング等)、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用等・ 安楽死、遺体処置および解剖検査等・ マイクロチップの埋込費用等
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病等

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、後日お送りする「約款」をご確認ください。

②主な特約とその概要

契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。

(特約の詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。)

自動セット特約	<ul style="list-style-type: none"> ・継続契約特約 当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、自動的に保険契約が継続されます。
任意セット特約 ご契約時のお申し出により、当社が引き受ける場合にセットされる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット賠償責任特約 日本国内において、被保険者が管理している犬または猫が、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
ご契約条件に応じて セットされる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病・部位不担保特約 保険証券等に記載の特定の疾病または特定の部位について生じた疾病について、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。 ・初回保険料払特約 保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。 ・分割払特約 年額保険料(1年間に支払う保険料の総額)を12回に分割して払い込む場合に適用されます。 ・クレジットカード払特約 保険料をクレジットカードにより払い込む場合に適用されます。 ・通信販売特約 通信手段(インターネットや郵送等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

③補償の重複

注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよくご確認したうえでお申込みください。特に「ペット賠償責任特約」の重複にはご注意ください。

④補償プランの設定

契約概要

	70%プラン	50%プラン
補償割合	70%	50%
通院[支払限度額・日数]	1日あたり 12,000円 まで [年間22日まで]	1日あたり 12,000円 まで [年間22日まで]
入院[支払限度額・日数]	1日あたり 30,000円 まで [年間22日まで]	1日あたり 12,000円 まで [年間22日まで]
手術[支払限度額・回数]	1回あたり 15万円 まで [年間2回まで]	1回あたり 10万円 まで [年間2回まで]
補償限度額[年間]	最大 122.4万円	最大 72.8万円
保険期間	1年間(2年目以降は 自動的に継続 となります。)	

ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
入院とは	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
手術とは	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

⑤被保険者の範囲

契約概要

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~4の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1	記名被保険者	保険証券(申込書)の被保険者欄に名前が記載されている方
2	記名被保険者の配偶者	記名被保険者の夫または妻
3	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族	記名被保険者の子、同居の親、祖父母等
4	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	仕送りを得て別居している学生の子ども等

⑥保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

■保険期間

当商品の保険期間は1年です。

■補償開始の時期(補償開始日)

当商品の補償は、保険料の払込方法がクレジットカード払いの場合は申込受付日*の翌月の同じ日(31日等で同じ日がない場合は翌月末日)、口座振替による場合は申込受付日の属する月の翌々月1日のそれぞれ午前0時より始まります。

*インターネットでのお申込みが完了するか、必要書類が当社または当社代理店に到着した日

! 補償開始の前に被っていた傷病に対しては保険金をお支払いできません。

■補償終了の時期(満期日)

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

⑦引受条件など

契約概要

- ・保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育される犬*または猫であること。
*身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含みます。
- ・補償開始日時点におけるペット年齢が0歳~12歳11か月であること。
- ・保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。

・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。

- !** 既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
- ・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、20歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。実際の保険料は、保険証券等の「保険料のお支払内容」欄をご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社より送付する「継続契約についてのご案内」にてお知らせいたします。また、保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

! 商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。

②保険料の払込方法・回数

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」「口座振替」からご選択いただけます。また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「月払」の場合、「年払」より約3%割増となります。

保険料の払込みスケジュールはパンフレットをご確認ください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

- !** 払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
- ・失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4) 保険料の割引について

契約概要

注意喚起情報

① 多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2契約目以降のご契約に適用されます。

- a. 割引対象商品を複数ご契約している場合。 b. 同一の保険契約者であることが確認できる場合。

2契約目以降のご契約に 次の割引を適用します。	契約数	2~3	4以上
	割引率	2%	3%

- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は満期まで変更になりません。
- ・1契約目のご契約は割引が適用されません。*2 ただし、補償開始日が同一となる複数契約がある場合に限り、1契約目にも割引を適用します。
- ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

② 無事故継続割引

過去1年間保険金のお支払いがなかった場合は、継続契約の保険料を5%割引いたします。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

(1) 告知義務(申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

申込書に記載の保険契約者または記名被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項(告知事項)について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

[ペット保険の主な告知事項]

- ・対象ペットの情報 ・対象ペットの過去および現在のケガ、病気などの健康状態 ・他のペット保険の加入の有無

- ・対象ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態についての告知事項については、申込書の告知欄にて正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) クーリングオフ制度(お申込みの撤回等について)

注意喚起情報

ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリングオフをすることができます。

ただし、継続後(2年目以降)はクーリングオフはできません。

手続き方法

クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に右記宛先まで必ず郵便(はがきまたは封書)にてご通知ください。また、クーリングオフは当社代理店では受け付けできませんのでご注意ください。クーリングオフがあった場合には、既に払い込んでいただいた保険料を全額お返しいたします。また、当社および当社代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

- ・既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

表面記入例	裏面記入例
郵便はがき 030-0861 青森県青森市長島2-19-11 青森東京海上日動ビルディング6階 アイペット損害保険株式会社 青森事務センター第2オフィス クーリングオフ受付係	下記の保険契約を クーリングオフします。 ・ご契約を申し込まれた方の氏名 (押印)またはフルネームサイン、 住所、電話番号 ・ご契約の申込日 ・ご契約商品(うちの子) ・申込番号 (申込書控えに記載の10桁の番号)

3. 契約後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

保険契約者の住所または連絡先が変更になったなど、保険証券等記載事項に変更があった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。また、告知事項に変更事由が生じたことを当社に通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただきますことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

(2) 解除・失効と返還保険料

契約概要

注意喚起情報

保険契約を解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)される場合や、対象ペットが死亡した場合(失効)には、書面によるお手続きが必要となります。

① 保険契約を解約する場合

保険契約を解約する場合は、書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

- ・解約日は解約書類が当社に到着した日の、次に到来する始期応当日*の前日となります。
 - ・解約書類が当社に到着した日が、既に当月の始期応当日*の前日を経過している場合は、次に到来する始期応当日*の前日となります。ただし、補償開始日が31日等のため対応する始期応当日がない場合は、その月の末日が解約日となります。
- *始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日(同じ日)のことです。

年払の場合 … 領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となりますのでご注意ください。

*既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

月払の場合 … 返還保険料はありません。

! 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

お手続き等について詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

② 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。

! 対象ペットが死亡した時を証明する書類(診療明細書、死亡診断書等)がある場合は、ペットが死亡した時からご契約は失効となります。ペットが死亡した時を証明する書類がない場合は、当社に必要書類が到着した日からご契約は失効となります。

お手続き等について詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

③ 重大事由による解除

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- 上記のほか、a~cと同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 契約内容の変更

注意喚起情報

保険期間中に補償プランの変更はできません。

その他の契約者情報等の変更について詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 自動継続について

契約概要

注意喚起情報

当商品は、すべてのご契約に「継続契約特約」が適用されます。継続を希望されない場合(満期解約)は、書面でのお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の約3か月前にお送りする「継続契約についてのご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。

- ・自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。
- ・保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

お手続き等について詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

(2) 保険金の請求について

注意喚起情報

当社に直接保険金を請求する際は、保険金の請求手続きに必要な書類を当社へご郵送ください。

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」を提示して診療を受けられた場合(窓口精算)は、被保険者に代わってその対応動物病院が保険金を請求、受領することとなりますので、お客さまが保険金請求書類の記入や郵送をする必要はありません。なお、保険料を口座振替により払い込む場合、窓口精算は初回保険料の払込みが当社にて確認できた時からのご利用となります。

請求方法について詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

(3) 保険金をお支払いする時期について

注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

詳しくは、後日お送りする「ご契約のしおり」をご確認ください。

(4) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意(不利益)について

注意喚起情報

- ・新たな保険契約の申込みをされる場合、対象ペットの健康状態などにより、条件付きのお引受けとなることや、お引受けできないことがあります。
- ・新たな保険契約の補償開始日より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・現在の保険契約の解約日と新たな保険契約の補償開始日が異なる場合、その間の補償が途切れることや、補償が重複し、保険料が二重払いになることがあります。
- ・現在の保険契約を解約される場合、払込方法によっては解約返戻金がないか、払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となる場合があります。
- ・新たな保険契約では、補償内容や保険料が現在のご契約と異なる場合がありますので必ずご契約内容をご確認ください。

(5) 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

(6) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約についての締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の収受および領収書の交付、告知の受領権などの代理権を有していません。

(7) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(8) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

① 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
- 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 損害調査に関わる業務
- 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- 個人番号関係事務に係る業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー(<http://www.ipet-ins.com/privacypolicy>)をご確認ください。

(9) ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

CONTACTセンター
お客さま総合ダイヤル

通話
無料 **0800-919-1525**
【受付時間】月～金 10:00～18:00

▶IP電話をご利用の方(有料) 03-5826-8594

※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

WEBからの
お問合せ

当社ホームページ内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。

アイベット 問合せ 検索 <https://www.ipet-ins.com/contact/>



耳や言葉の不自由な
お客さま専用FAX窓口

通信
無料 **0120-638-098**

お問合せの際は、証券番号、契約者さまの氏名、生年月日、住所、返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。 ※返信は月～金の10:00～18:00となります。 ※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

【代理店名】

本商品につきまして、代理店は保険契約締結の媒介を行います。

保険契約は、お客さまの保険契約のお申込みに対してアイベット損害保険株式会社が引受けの承諾を行った場合に限り成立します。